

令和3年度税制改正概要 法人税関連

前回に引き続き令和3年度税制改正の内、中小企業に対する支援策を中心に法人税課税の解説になります。中小企業に対する支援では、従来の制度の期限延長の他、いわゆる賃上げ税制(所得拡大税制)も一部改変してメリットを向上しています。

中小企業に対する支援策

(1) 従来制度の期限延長 (中小企業向け投資促進税制等)

従来制度の一部修正して、適用期限を延長しています。

制度	変更内容	適用期限
中小企業投資促進税制 (特定設備を取得し、30%の特別償却 or 7%の税額控除)	・対象事業に「不動産業」「物品賃貸業」「料亭等*1」を追加 ・同種の制度であった「商業・サービス料・農林水産業活性化税制」がこの制度に統合された *1 料亭・バー等の飲食店は「生活衛生共同組合」の組合員が営業する事業のみが対象	R5.3.31 までに開始する 事業年度
中小企業等経営強化税制 (経営力向上計画の認可を受け、所定 設備を即時償却 or 7%の税額控除)	・上記と同様に、 <u>対象事業の追加</u> が行われている。 ・(M&A など)経営資源集約化に係るD類型を新設	
軽減税率の適用 (800万円以下の所得に15%の税率)	変更なし	

(2) 所得拡大促進税制の見直し (適用はR3.4.1以降開始事業年度から (個人はR4年分から))

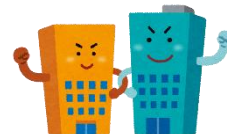
適用期限の2年延長に加え、適用要件を「雇用者給与等支給額に一本化・簡素化」されたため、①賃上げだけでなく、雇用者増による所得拡大の取組も含み、②計算等の事務負担が軽減できます。

	改正前	改正後
適用要件	① 雇用者給与等支給額が前年度よりも増加 ② 継続 雇用者給与等支給額が前年と比べて1.5%以上増加	① 雇用者給与等支給額が前年と比べて1.5%以上増加(注:ここでは 雇用調整助成金等控除前 の支給額で比較する) ② 継続雇用者要件は撤廃
税額控除	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除	同左 (注:ここでは 雇用調整助成金等控除後 で計算する)

税額控除の上乗せ要件についても、「**継続雇用者要件**」が**撤廃**されている。

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aに関する経営力向上計画の認定を受け、10億以下の株式譲渡によってM&Aを実施する場合、株式の取得価額の70%以下の金額を「**中小企業事業再編投資損失準備金**」としてリスクに備えた積立金額を**損金算入**できます。但し、据置期間(5年)経過後、未使用額を5年均等取崩で益金算入となります。この経営力向上計画の認定期限はR5.3.31です。



その他の改正事項

① 株式対価 M&A について、譲渡した相手株主の損益の繰り延べ、② デジタル技術を活用した企業変革に係る投資促進税制、③ 脱炭素化効果の高い先進的な設備への投資促進税制等、現在の日本企業のおかれた経済環境の変革を促す税制が創設されています。

@ 8月の予定

- 8/10 ・ 7月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 8/31 ・ 6月決算法人の確定申告
・ 3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

